

馬入川

渡船役之者

一千人扶持

右は馬入今宿松尾下町屋荻園五个村にて、晝夜十六人宛罷り出相勤候に付、寛文六年より右御扶持米被下之。

〔大内家壁書〕就右御定法○赤間關、小倉、赤間關地下人押書案文

赤間關わたしもりの事、御せいさつより外に、くわんたい仕もの候は、聞たて候て、則可申上候、少も無沙汰申候は、やがて御ざいくわに相可申候、恐惶謹言。

文明十九年四月廿日

〔御定書百箇條〕享保元年極一渡船乘沈溺死有之、其船之水主、

〔寛政刑典〕人殺并疵付等御仕置之事

一渡舟ニ乘流溺死有之候は、其船之水主死罪、

〔享保度法律類寄〕不念

一渡舟にて溺死のもの有之節、不念の船頭は流罪、右請負人も品により同罪、馬士車引馬車にて人に疵付候は、宰領共流罪、右主人へは療治代分限に應じ可爲出、疵付候者於相果は、馬士車引宰領共に死罪、右の主人は分限に應じ過料略中

右者百姓町人の御仕置の筋、大概相認、書面の通御座候、此外洩れ候義も可有御座哉、此段は追々書加へ候様に可仕候、地方へ相懸り候御仕置筋は相除き申候以上、

享保九年辰六月十五日、有馬兵庫頭殿へ、評定所一座御上扣、

〔公事方御定書〕馬車を引掛并渡船乘沈人を殺候者之儀に付町觸、

一車を引馬を追ひ、重き物を持ち候もの共、馬車を引かけ、持ち候ものを取落し、又は渡し船に人